

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 富津漁港水産生産基盤整備及び県単漁港整備合併工事（富津地区浚渫）

漁 港 名 第2種漁港 富津漁港

工事箇所 富津市 富津

事務所名：南部漁港事務所

明示項目	明 示 事 項
工程関係	漁業活動等の支障とならないよう漁業協同組合と密な連絡調整を図ること。 海上作業期間は、関係機関と調整を図ること。
用地関係	作業に関し漁港内の用地を使用する場合は、監督職員と協議し、漁港管理者及び漁業組合、または地権者の了解を得ること。また、作業終了時には確認を得ること。
公害対策関係	常に現場の清掃等（空き缶、吸殻等）を行い、近隣住民等の迷惑とならぬよう努めなければならない。
安全対策関係	標識類、防護柵等の安全施設類については現場状況に応じて設置するほか、建設機械・資材搬入時及び工事車両出入り等には、安全対策を十分に講ずること。
工事用道路関係	特になし。
仮設備関係	特になし。
建設副産物関係	別添特記仕様書による。
工事支障物件等	特になし。
排水工（濁水処理を含む）関係	特になし。
薬液注入関係	特になし。
高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
その他	工事施工中、漁業関係者等とのトラブルの無いよう努めること。